

令和6年度 事業計画

計画期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

社会福祉法人ふじの園 法人本部

私たちは、キリストの愛に倣い、子どもたち一人ひとりをかけがえのない存在として受け止めます。そして、子どもたちが自分らしく幸せに生きていくことができるように、いつでもどんな時でも子どもたちを支えていきたいと願っています。

2 法人運営の基本方針

- ①法人の健全な運営に努めます。
- ②利用者のサービスの向上に努めます。
- ③職員の資質の向上に努めます。

3 法人を取り巻く環境

世界に目を向けますと、ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの紛争は、かけがえのない多くの命を奪っています。特に子どもたちの命を奪われることには、子どもたち一人ひとりをかけがえのない存在として支えている当法人としては本当に心が痛むできごとです。

日本においては、2024 年の年明け早々に能登半島が地震で甚大な被害を受け、日本中が大きな悲しみにつつまれました。物価高は庶民の生活に影響を及ぼしました。また、裏金問題に怒りが広がりました。

社会福祉法人を取り巻く環境としては、人口減少社会への対応、複雑化・多様化する福祉ニーズへ対応等厳しくなりつつあるのが現状であると考えます。児童福祉の面では、「子ども」を権利主体と位置づけ、こども基本法の制定や「こども家庭庁」の発足など、子どもの福祉の推進が重視され、子どもを中心に据えつつ、子育て家庭を社会全体で支えていく「子ども家庭福祉」の観点で社会参加や地域づくりを協働して進めていく流れとなっています。

本法人に係ることで、児童養護施設に措置される子どもの減少により、経営の引き締めを検討していかなければならなかったり、また保育園においても子どもの減少により定数割れが心配されるなど、経営の見通しを再検討しなければならない状況になってきています。今すぐに経営が揺らぐということではないですが、経営ビジョンを正しくもって運営しなければならない段階になってきていると捉えています。

それぞれの施設は、コロナ感染症が 5 類になったこともあり、ほぼコロナ感染症がはやる前の行事運営を行うことができます。令和 6 年度も通常運営を行う計画で各施設とも進めています。

法人は、令和 5 年度に決定して進めている、第三の居場所推進事業及び児童育成支援拠点事業の令和 7 年度開設に向けた施設建設など具体的な動きを本格化する年となります。開設に向け、就業規則や運営規則などを決めていかなければなりませんし、職員の研修も行っていかなければなりません。B&G 財団及び一関市と連携を強めて進めていきます。

社会福祉法人ふじの園が、既存の施設のより安定した運営ができるよう、また新しい事業の経営の見通しをもった着実な準備を進めていく年度になります。

4 事業計画

法人本部の事業として以下の 9 項目を重点項目として取り組みます。

(1) 法人本部機能の強化と各施設との連携

理事会の意思決定に基づき、理事長の統括のもと法人主導で、法人本部及び各施設が円滑に運営できるよう法人本部機能を強化するとともに、各施設との連携を密にします。

そのために、法人本部においては役割分担のもと、運営の計画性と具体性、実施の迅速化を常に心がけ、運営が滞らないようにします。

各施設との連携強化のためには、報告、連絡、相談を密にとり、運営上の課題等について、現状だけでなく、起こりうるリスクを含めた具体的で客観的な情報に基づいて方針及び計画を立て、任務分担を明らかにして運営にあたるようにします。2 か月に 1 回の業務連絡会は連携強化のための重要な会議と位置づけ行います。また、不定期ではありますが、理事長、常務理事、事務局次長、各施設長による会議も招集して話し合います。

(2) 一関市こども第三の居場所推進事業の開設準備

一関市こども第三の居場所推進事業及び児童育成支援拠点事業者に決定し、令和 7 年 4 月開設に向けて、準備を進めています。令和 6 年度初めには助成団体である B&G 財団から正式に助成決定通知を受け契約をします。建物については入札執行を行い、工事に入る予定です。完成は 12 月ごろを予定しています。職員についても採用決定をし、開設を目指します。その他、定款の変更、諸規程、規則の作成等、開設に向け細かい部分の準備が必要になります。

社会福祉事業として法人の大きな柱の 1 つとなる第三の居場所推進事業及び児童育成支援拠点事業を是非とも成功させなければなりません。

また、子ども食堂も山目市民センター及び社会福祉協議会と連携し発展的に継続します。

(3) 法令遵守の推進

利用者および職員の人権は人間の尊厳として法に定められています。法を守るということは、私たちが大切にしている利用者及び職員自身の人権を守るということです。また、子どもを預かる施設の職員であることから、子どもたちの手本となることは必然のことであり、法に触れるようなことは厳に慎むべきことです。

法人本部は法に抵触するような行為が行われることのないよう、定期的に各施設を指導監督します。法令遵守の主体は各職員個人であり、所属する組織であります。上からの押し付けではなく、それぞれが主体として取り組むようにしなければなりません。そのため、チェックシートを令和 6 年度も実施します。

(4) 利用者の権利擁護の推進

法人全体で利用者の権利擁護を推進します。各施設職員は「子どもが権利の主体」であることを自覚し、擁護に努めます。また、職員集団として権利擁護に取り組む体制の構築をしていきます。

そのためには、職員自身も権利を守るということを示していかなければなりません。それを示すことで

利用者の権利意識も育成されます。そのことも含めて権利擁護のための研修会を大切に、計画的に行うよう指導します。

(5) 職員の人材育成

法人及び各施設が求める人材像を職員とともに明らかにし、職員採用をします。それぞれの施設の職員には専門性が求められます。また現状と将来を鑑みたときに特別支援を必要とする児童への養育面での専門性も必要とされます。採用した職員に対しては、その人材像に近づくために多面的な研修を充実させ、個人のキャリアアップを支援します。また、研修は主体性を尊重します。各施設の特性と必要とされる専門性及び職員のニーズに合った内容を考え、外部から講師を招いての研修や外部に出向いての研修や交流にも力を入れます。

(6) 事業の透明性の確保

社会福祉法人は公益性が高いことから、適宜、サービスの内容、財務諸表、法人・施設の取組みをホームページや広報誌等を利用して広く情報を発信し事業経営の透明性の確保を図ります。特に児童養護施設一関藤の園を広く知ってもらい取組みを重視します。どういう施設なのかその具体的な部分が知られていないのが現状です。職員採用ともかかわることなので何らかの措置を講じて知らしめることが必要と考えます。

(7) 事務処理の適正化

会計事務所や監事による出納調査を実施し適正な会計事務の処理に努めます。また、各資料等についても説明責任を果たすうえで大変重要であることから、保育・養育に関する資料等についても法人本部が中心となり事務指導の強化を図ります。

(8) 職員の労働環境の改善

地域における公益的な取組みを行う責務が課せられている社会福祉法人の職員がよりよい環境で働くことができるようその改善に取り組みます。環境とは、単に仕事場の環境ということだけではなく、労働条件や労働時間、職場内の人間関係など、労働に関するあらゆる環境を含みます。

仕事に対するやりがいやモチベーションをたかめるための評価と賃金改善、週休完全二日制の実施や正規の労働時間の厳守、サービス残業の廃止、人手不足の解消、結婚後も働けるなど、生活を犠牲にしない職場環境づくり等、現状を正確に把握し、その時度の課題を解決していきます。

(9) 各関係機関との連携

既存の事業を充実・発展させ、新規事業を軌道に乗せていくためには、地域のニーズを正確に把握することが必要です。行政や関係機関との連携を密にし、社会の要請に応えることができる法人経営を目指します。

5 評議員会及び理事会の開催

(1) 評議員会の開催

法人運営に関する重要事項を決定するため、定時評議員会のほか、必要に応じて臨時評議員会を開催します。

- 定時評議員会 令和6年6月25日(火)開催予定
 - ・ 令和5年度計算書類及び財産目録の承認について
 - ・ 定款の改正 他

(2) 理事会の開催

執行機関として適切な法人運営を図るため、定時理事会のほか、必要に応じて随時臨時理事会を開催します。

- ① 第1回定時理事会 令和6年6月7日(金)開催予定
 - ・ 令和5年度の事業報告と決算の承認 他
- ② 第2回定時理事会 令和6年11月22日(金)開催予定
 - ・ 諸規則・規程等の改正 令和年度の補正予算案 他
- ③ 第3回定時理事会 令和7年3月25日(火)開催予定
 - ・ 令和7年度の事業計画及び当初予算案 令和6年度補正予算案

- (3) 四半期監査 令和6年5月31日(金) 9月6日(金) 11月8日(金)
令和7年2月7日(金)

6 令和6年度法人関係年間予定

月	理事会・評議員会等	監査・出納調査・指導監査	事業計画	庶務
4			施設長面談 理事長講話 第三の居場所事業助成契約締結・授与式	総合型会計情報システムFX4クラウド導入
5		1~3 月分出納調査・決算監査 5 /31 (金)	建築工事入札・執行契約 地鎮祭 建築工事着工	業務連絡会① 5/16 (木)
6	定時理事会①(決算関係等) 6/7(金) 定時評議員会 6/25(火)		法令遵守研修	現況報告書提出 資産総額変更登記
7			施設長面談 第1回コンプライアンスチェックシート	業務連絡会② 7/18 (木)

8				
9		4～6月分出納調査・監査 9/6 (金) 法人指導監査		業務連絡会③ 9/19 (木)
10			施設長面談 理事長講話 法令遵守研修 第三の居場所スタッフ研修開始 (B&G)	
11	定時理事会② 11/22(金) (諸規則の改正、補正予算案等)	7～9月分出納調査・監査 11/8 (金)		業務連絡会④ 11/14 (木)
12			第三の居場所建物竣工 建築工事費支払い 開設準備 第2回コンプライアンスチェック シート	
1			施設長面談 法令遵守研修 第三の居場所プレオープン	業務連絡会⑤ 1/16 (木)
2		10～12月分出納調査・監査 2/7 (金)		
3	定時理事会③ (事業計画・当初予算案 等) 3/25(火)		施設長面談	業務連絡会⑥ 3/6(木)
R7 4			第三の居場所開設 開所式 社会福祉法人ふじの園 3事業所の運営開始	

※毎月 熊谷会計事務所による会計監査を実施

※3年に一度の一関市の法人指導監査あり

令和6年度 事業計画

計画期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

児童養護施設一関藤の園

1 計画の策定にあたって

1 計画の策定にあたって

(1) 社会福祉法人ふじの園 基本理念

『キリストの愛と光によって導かれた子どもたちの尊厳と幸福を目指します』

私たちの法人・施設は、キリスト教のカトリックの精神を拠りどころに運営されています。私たちは、キリストの愛に倣い、子どもたち一人ひとりをかけがえのない存在として受け止めます。

子どもたちを温かく包み込み、子ども自身が持っている能力を最大限に発揮して、自分らしく生きていくことができるように支えていくことを基本理念としています。

・社会福祉法人ふじの園 基本方針

当法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とします。

・社会福祉法人ふじの園 経営の原則等

当法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めます。

また、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の子育て世帯、経済的に困窮する人たち等を支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供します。

(2) 児童養護施設一関藤の園基本理念・養護方針・養護目標

・基本理念 『祈りと感謝の心』

私たちは、キリストの愛の精神に基づき、子どもの生命と人権を守り、自己実現と自立のために継続的な養育を通して子どもの最善の利益の実現をめざします。

・養護方針

私たちは、日本国憲法、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法の精神を尊重しキリスト教の理念である愛と平和と平等をもとに子どもの育ちを保障し次に掲げる養護方針を実践します。

- ① 私たちは、家庭的養護と子ども一人ひとりのニーズに応じた養育をおこないます
- ② 私たちは、子どもの発達を保障し自立支援の充実につとめます
- ③ 私たちは、子どもの心身の回復をめざした支援をおこないます
- ④ 私たちは、家族との信頼関係を築き連携・協働した支援をおこないます
- ⑤ 私たちは、継続的な支援と連携アプローチによる支援をおこないます
- ⑥ 私たちは、ライフサイクルを見通した支援をおこないます

・養護目標（めざす子ども像）

自己実現のために個性や可能性を最大限に発揮して未来を切り開く子ども

『ありがとう』・『ごめんなさい』・『お願いします』と言える子どもの育成

1 計画の策定にあたって

2 令和5年度の事業計画の総括

令和5年度は、定員が46名から暫定定員45名（本体施設39名、地域小規模児童養護施設6名）となり、入所現員は34名、入所率は74%からのスタートでした。

(1) 施設運営関係

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に感染症法上の5類に引き下げられたことから、「コロナ禍前の日常を取り戻す」ことを年度目標に掲げ、安心・安全な生活を提供することを基本としながら、新型コロナウイルス感染症により中止となっていた恒例行事や児童の要望に応じた行事、地域との交流を目的とした行事などを積極的に実施しました。しかし、5類に引き下げられたと言いながらも児童や職員が感染症に罹患することもあり落ち着いた1年でもありました。

(2) 養育関係

新型コロナウイルス感染症に細心の注意を払いながらコロナ禍前の行事を実施することが出来ました。特に、児童の自主性を育むことを目的に「GOGO TRIP」と称して、各ホーム単位で児童が企画した小旅行を実施することが出来ました。学習支援については、元教員による個別学習や中学3年生の受験対策、公文式や学習塾の利用等、学習支援の充実に努めることが出来ました。また、業務委託による児童との個別タイムを設けたりスクールカウンセラー（公認心理師）による1対1の個別面談等を行いました。

入所児童の権利擁護について、被措置児童等虐待の疑義が生じたことから被措置児童等虐待や児童との関わり方についての研修会を実施し権利擁護の意識を更に高めていく取り組みを行いました。

(3) 人事・労務・研修関係

職員の採用及び定着が近年の大きな課題となっており、余裕のない職員体制のなかで、職員の中には感染症やメンタル面で不調を訴え休暇を取らざるを得ないことがありました。また、労働災害もあったことから職員が安心して働くことのできる職場環境の整備、職員同士が支え合う職場の雰囲気作りが大切であることを再確認しました。

研修関係では、内部研修を充実させるとともに新任職員を対象としたフォローアップ研修を定期的に行いました。外部研修についてもコロナ禍前の研修体系に戻り積極的に職員を派遣することが出来ました。

(4) 施設機能強化関係

地域の様々な関係機関と連携しネットワークの強化を図りました。また、法人と連携して、子ども食堂、あんしんサポート事業、こども第三の居場所推進事業に参画しました。保育士養成校との連携やボランティアの受入れ、地域の民区行事等にも積極的に参加することが出来ました。

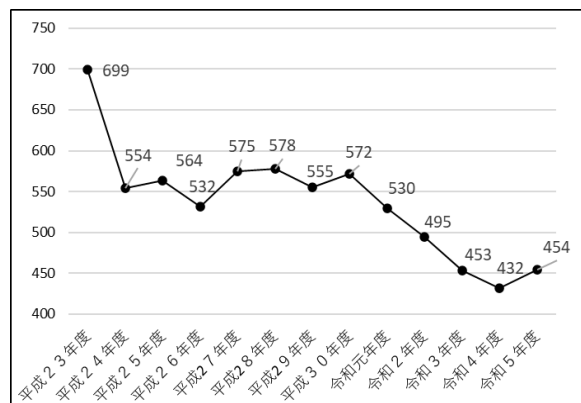
1 計画の策定にあたって

3 施設を取り巻く状況

(1) 入所児童の状況

① 入所児童の年度別推移

平成 23 年度をピークに入所児童は減少傾向にあります。令和 5 年度は、暫定定員 45 名に対して月平均の入所児は 37.8 名であり入所率は 84%となっています。令和 5 年度は、入所児童数が微増となりましたが、今後は高齢児の割合が高いことや措置延長児、家庭復帰が見込まれる児童もいることから入所児童数は減少していくものと思われます。同時に長期の一時保護児童の増加やショートステイ等の利用が増加してきています。

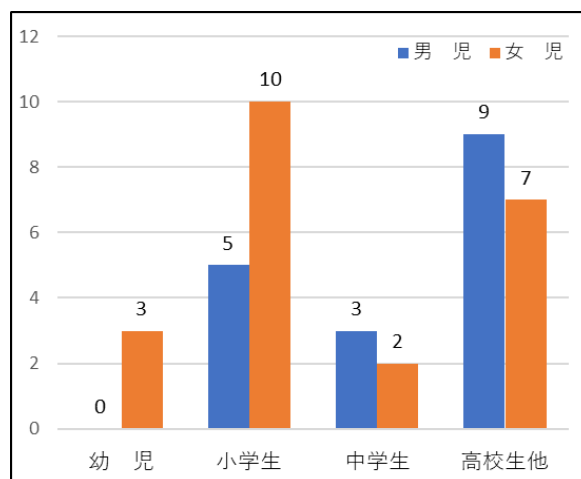


年度別初日在籍児童数の推移

② 入所児童の構成

令和 6 年 4 月の入所児童の内訳は、幼児 3 名、小学生 15 名、中学生 5 名、高校生他が 16 名の計 39 名となります。幼児と中学生の割合が低く、小学生と高校生他の割合が高くなっています。高校生他の割合は 4 割となっており自立支援や早期の進路決定など個別化による養育支援が求められています。

家庭養育優先原則を基本とする社会的養育推進計画により今後も入所児童の増加は見込めないことから定員の見直しや今後の施設のあり方を検討していく必要があります。



入所児童の内訳 (令和 6 年 4 月 1 日予測)

(2) 外的環境要因と内的環境要因

① 外的環境要因

- 改正児童福祉法が令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。市町村に子ども家庭センターが設置されるなど、新しい子ども子育て支援策が実施されます。
- 令和 6 年度に社会的養育推進計画の見直しが行われ、令和 7 年度から 5 年間の後期計画が策定されます。

② 内的環境要因

- 入所児童は減少傾向にありますが、一時保護児童の長期化やショートステイ等の利用が増えてきています。
- 人材の確保と定着が近年の大きな課題となっています。直接処遇職員や専門職の配置など、働きやすい職場のあり方、多様な職員のニーズに応えていく職場環境の整備が求められています。

2 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

キリスト教（カトリック）の理念である愛と平和と平等の精神に基づき、一人ひとりがかけがえのない存在であることを認め合い、その個性を尊重し主体的に生き生きと活動することを通して、一人ひとりが活躍できる施設を目指します。

2 計画の基本的な考え方

令和6年4月から改正児童福祉法が施行されます。地域で生活する子育て世代への支援強化や社会的養護出身者への自立支援の拡充、子どもの意見・意向表明や権利擁護を図る環境整備等に向けた具体的な施策が進められます。児童養護施設を取り巻く社会的養護は、「新しい養育」という、すべての子どもたちの育ちを守る新たな時代に入ってきています。

私たちには、新たな時代にふさわしい施設のあり方が求められており、児童養護施設としての公共性の高い施設であることや長い年月を経て培ってきた「養育」に関する確かな専門性を活かしながら、入所児童の養育を最優先としながらも法人の設立理念である地域の福祉ニーズに応えていく責務があると考えます。

この事業計画は、職員と児童の思いや考えを反映させながら施設運営関係、養育関係、施設の機能強化に分けて策定しました。

併せて、児童養護施設一関藤の園第4次中長期事業計画（計画期間：令和3年度～令和7年度までの5年間）及び岩手県社会的養育推進計画（計画期間：令和2年度～令和11年度までの10年間）が策定されており、これらの計画ともリンクした事業計画とします。

3 令和6年度の計画の基本目標 **『やってみたい!』を実現しよう大作戦**

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から脱却しコロナ禍前の日常生活を取り戻すことに注力した1年間でした。

令和6年度は、改正児童福祉法の施行に伴い、児童養護施設も大きな転換期を迎えようとしています。家庭養育優先原則のもと、入所・収容型の支援から在宅支援に変わろうとしています。

私たちの施設は、昭和37年の創立以来62年間、カトリックの精神を大切にしながら営々と子どもたちの養育を担ってきました。残すべきものは残し、変えていくものは変えていく、今までにない新しい発想で新しいことにトライしていきたいと考えます。子どもたちや職員の「やってみたい」、「やりたい」という思いを、子どもたちや施設にとってプラスになることであれば実現していきます。

令和6年度は、小さな声にも耳を傾け、小さなことでも「やってみたい!」と意欲を持ち、その思いに応えることができる施設文化を醸成していきます。失敗を恐れず前向きに思考できる藤の園を目指します。

4 計画の期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日までの1年間

3 重点施策（施設運営）

3 各部門の重点施策

（1）施設運営関係 ～新たな時代にマッチした新しい施設づくり～

職員一人ひとりが意見を出し合い、その改善のプロセスや成果を共有することで、まず職員の満足が図られ、更なる改善効果の追求が進みます。その結果として利用者や職員、地域への満足度が高まります。このサイクルが機能するような施設づくりを推進します。

① 第2の地域小規模児童養護施設の開設

地域分散化の一環として、山目字前田の土地に新たに地域小規模児童養護施設 1 か所を設置するための準備をします。令和 6 年度は県への予算申請を行い、建物の具体的な設計を職員の意見を出し合い進めます。令和 7 年度中の開設を目指します。併せて、定員の見直しや空きユニットの活用案の検討を行います。

② 権利擁護と法令遵守

入所児童の権利擁護と法令遵守の徹底を図ります。そのために、園内研修や個別面談等を行い権利擁護の意識を更に高めます。また、日々のチェックリストの活用、法人が実施する法令遵守のチェックリストでの振り返りを行います。

③ 組織体制の整備とチーム力の強化

職員体制の整備と役割分担を明確にした業務を遂行します。特に7つのユニットのすべての主任が入れ替わることから新たな養育体制の整備を図ります。主任の下に副主任を置き、互いに補完し合う関係性や多様な業務の遂行によるスキルアップを図りチーム力の強化に努めます。また委員会活動を活性化し機能させていきます。

④ 第三者評価と業務改善

令和 4 年度に実施した福祉サービス第三者評価結果をもとに業務改善に取り組みます。改善が必要な「b」の項目を中心に改善方法を検討し実施していきます。令和 7 年度の第三者評価受審を見据えて、令和 6 年度に自己評価を実施します。

⑤ 職員研修の充実

階層別、職種別の研修の充実を図ります。若い職員の研修ニーズが高いことから、外部研修にも積極的に職員を派遣します。また、姉妹施設である児童養護施設藤聖母園（青森市）との交流実習を実施します。更に S B I や子どもの虹情報研修センターが実施する研修に職員を派遣するほか、新設される子ども家庭ソーシャルワーカーや社会福祉士の資格取得を奨励し支援を行います。

⑥ 経営の健全性・安定化

事務費や事業費の執行状況を報告し施設の経営状況を職員で共有します。令和 5 年度の水道光熱費は、職員と児童の意識により使用料や料金とも節減することができました。令和 6 年度についても費用対効果を意識しながら事業を推進していきます。

3 重点施策（養育関係）

（2）養育関係 ～養育・支援の更なる充実～

利用者が主体的に生活することによって自己肯定感、自立が促進されます。利用者の権利擁護と意見表明・意向を尊重し、主体的に生活できる養育・支援の仕組みづくりを推進します。全職員が衣食住を基本とした日々の生活の営みを丁寧に行ないながら、子どもに寄り添った支援の充実に努めます。

① 養育支援の見直しと基本的生活習慣の涵養

幼児から高校生までの縦割りのホーム編成となることから起床から就寝までの生活について見直しを行います。また、基本的生活習慣を身に付けることの重要性を認識し支援を行います。必要に応じて標準的な業務マニュアルの見直しを行い統一した支援を行っていきます。

② 自立支援の充実と個別化

児童一人ひとりの成長に合わせた自立支援計画を作成し将来を見据えた支援を行います。日常生活の中で、進路のことや就労についての話題を提供し、児童自身が将来に対してイメージできるように支援します。高校生のアルバイトや生活体験、職業体験等を実施し社会体験の拡大を図ります。また、スポーツ少年団への入団やボランティア活動などを通して社会性を育みます。措置延長している児童についても自立した生活が送れるように本人の意向を尊重し見通しが持てるような支援を行います。

③ 学習支援体制の充実と早期の進路選択

小学生は元教員による学習会を実施します。また、必要に応じて個別学習を実施します。中学3年生や高校3年生は早期の進路決定ができるように情報提供を行います。また、希望する児童に対しては公文教室での英語学習を行います。

④ 情報の共有と適正な記録・管理

情報を共有化することが業務の効率化や良い養育支援に繋がります。報告・連絡・相談が機能するように引継ぎ等に遺漏がないようにします。また、記録等の開示を求められた時に即応できるように適正な記録・記述と管理体制の整備をしていきます。

⑤ 児童の意見・意向を尊重した養育

改正児童福祉法では、こどもの意見・意向が重要視されます。今まで以上に児童の意見聴取に取り組み、施設運営や生活に反映させていきます。相談できる、信頼できる職員との関係を基本としながら、利用者アンケートや自治会、ホーム会議、要望ノート等を活用して児童の意見や要望に応じていく体制を整備します。

⑥ 入所前から退園後の支援体制の仕組み作り

施設を利用する前の児童や保護者に対しては見学や施設説明などを丁寧に行うとともに入所してからのインケアや退所前のリービングケアを丁寧に行います。また、退所した児童や家庭復帰した児童に対しては、施設としての指針を作成するとともに個別のアフターケア計画書を作成し継続的な支援を行います。

3 重点施策（機能強化）

（3）施設の機能強化 ～地域住民の幸せ（満足度）を高める施設づくり～

社会的養護は、もはや「新しい養育」という、すべての子どもたちの育ちを守る新たな時代に入ってきていると言われていています。施設機能を強化し地域や関係機関と連携・協働しながら支援を必要とする人に適切かつ確実に支援が届けられるように施設機能の強化を図ります。法人が進めている一関市こども第三の居場所推進事業やこども食堂への連携、あんしんサポート事業の継続的な実施、一時保護やショートステイ・トワイライトステイの積極的な受入れ等を通して地域に貢献できる施設を目指します。

① こども第三の居場所

法人が進めている一関市こども第三の居場所推進事業は令和7年4月1日の開所を目指しています。同事業所の責任者には当施設職員が就任することから開設に向けた準備や事前研修、関係機関との協議にも積極的に関わります。また、令和7年度中にこども第三の居場所に隣接した土地に地域小規模児童養護施設を設置する予定であり、法人と密に連携しながら事業を進めていきます。

② 里親支援

社会的養育推進計画の見直しが令和6年度に行なわれ、後期計画が令和7年度から実施されます。国では里親制度について検討を重ねている段階であり、今後具体的な方策が示されるものと思われます。令和6年度については、里親支援専門相談員1名を配置し、児童相談所や他の施設職員と協働して里親支援、里親啓発活動、学習・研修会等に取り組んでいきます。

③ ボランティアや実習生の受入れ

福祉人材を育成することは、福祉施設としての大切な役割であると考えています。個別的な関わりや行事、招待等のボランティアを積極的に受け入れていきます。また、保育士や社会福祉士を目指す学生の実習の受け入れや福祉に関心のある高校生に対して児童福祉施設の理解を促す交流等を社会福祉協議会と協働して取り組みます。

④ 関係機関との連携と情報発信

施設運営や児童の養育に当たっては、施設単独では機能せず多様な機関と連携して事業を推進していくことが必要です。児童相談所、学校、医療機関、行政機関をはじめ様々な機関と連携を深めていきます。そのためにもタイムリーな情報発信をしていきます。また県や国に対しても施設運営や養育等に関して実情を説明し、施設の要望等を積極的に発信していく取り組みを進めます。

⑤ 将来ビジョンの策定

少子高齢化等、社会が大きく変化していく時代にあって、児童養護施設も大きな転換期を迎えています。岩手県の社会的養育推進計画の見直しが行われ、令和7年度から始期とする後期計画が策定されます。施設としての後期計画を策定し5年後、10年後の藤の園の将来ビジョンを策定します。当施設の計画では、本体ユニット4か所：定員24名、地域小規模児童養護施設3か所：定員18名 合計7ユニット：42名となっています。

4 職員体制とユニット編成

1 職員体制

職 種 雇用形態	園 長	副 園 長	事 務 長	事 務 員	基 幹 的 職 員	児 童 指 導 員	保 育 士	栄 養 士	調 理 員	家 庭 支 援 相 談 員	里 親 支 援 相 談 員	心 理 担 当 職 員	個 別 対 応 職 員	宿 直 専 門 員	計
正職員	1	1	1	2	1	6	15	1	3	(2)			(1)		31(3)
嘱託職員							1				1				2
パート						1	3							3	7
計	1	1	1	2	1	7	19	1	3	(2)	1		(1)	3	40(3)

() は兼務

2 ホーム編成

ホーム名	幼児	小学生	中学生	高校生他	計	職 員 数
ミカエル (男児)		2		4	6	正職 3
フランシスコ (男児)		3	1	2	6	正職 2 職員 1 パート 1
ガブリエル (女児)	1	4		1	6	正職 3 パート 1
ルカ (女児)		2	2	2	6	正職 3 嘱託 1
ラファエル (女児)	1	3		1	5	正職 3 パート 1
テレサ (女児)	1	1		3	5	正職 3
マリア (男児)			2	3	5	正職 3 パート 1 宿専 1
計	3	15	5	16	39	正職 21 嘱託 1 パート 4

※措置機関別内訳

・一関児童相談所 26名 ・福祉総合相談センター 11名 ・宮古児童相談所 2名

※在園児童の進路 (令和6年4月1日現在)

- (1) 高等学校 一関第二高等学校 1名 一関工業高等学校 4名 花泉高等学校 5名
 水沢農業高等学校 1名 一関学院高等学校 (通信制) 2名
- (2) 大学 修紅短期大学 1名

5 計画の推進体制

1 計画の周知・普及

(1) 職員への周知

職員への周知は、令和6年度事業計画を全職員に配布し4月の職員会議等で説明します。会議等の時に必携とします。また、第4次中長期事業計画と連動していることから同様に説明するとともに周知の確認を行います。

(2) 利用者等への周知

利用者やそのご家族への周知は、5月にダイジェスト版を作成し子どもたちには「せいかつのしおり」に記載し配布して説明するとともに、ご家族にも来園時等に説明します。また、ホームページにも掲載し周知します。

(3) 関係機関や地域等への周知

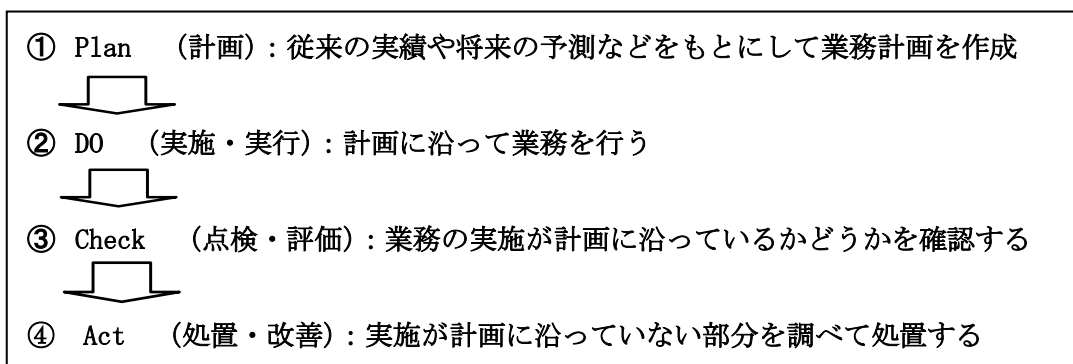
関係機関等には広報誌やホームページ等を通じて周知を図ります。

2 計画の推進と進行管理

- 計画の推進にあたっては、各委員会活動に連動させて各委員会の年間計画を作成します。年度末に各委員会の計画の評価を行います。
- 5W2Hを明確にして事業を推進します。計画の着実な推進に努めながらも、その時点で最良と考えられる方策を選択し、柔軟に課題に対応するとともに必要に応じて計画の見直しを行います。
- 3年に1回の福祉サービス第三者評価を受審し評価結果を一つの目安とします。第三者評価の項目は施設に求められている内容であり、評価に客観性があり有用であると考えられます。

3 PDCAサイクル ～継続的な改善に向けて～

計画の推進にあたっては、PDCAの管理サイクルを軌道に乗せていくことが大切です。全職員が問題意識をもって、誰もが自由に意見を出し合える風通しの良い職場を構築していきます。



令和6年度 事業計画

計画期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

認定こども園一関藤保育園

1. 事業運営方針

○施設の目的

社会福祉法人 ふじの園 が設置する 認定こども園一関藤保育園は、幼保連携型認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子供に対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるような環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子供の支援を行うことを目的とする。

○運営方針

当園は、教育、保育の提供にあたっては、入園する幼児及び乳児の最善の利益を考慮し、生涯教育としての教育、保育を展開し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

○教育及び保育の基本理念

キリストの愛と光によって導かれた子どもたちの尊厳と幸福を目指す

○基本方針

キリスト教精神に基づき、可能性に満ちた一人ひとりの子どもたちは、より善いものを指向できる自由意志、美しい物に感動する豊かな感性を備えている。神から与えられたかけがえのない人格として受け止め個々の与えられた内的、外的生命力を十分発揮できるように相互の人格を尊重し、他者の立場を理解し合うことにより、思いやりや豊かな社会性が身につくように育む。

○教育・保育目標

- ◎明るく元気で困難、失敗をおそれず意欲的に最後まで取り組む力を育む。
- ◎思いやり、感謝の心、奉仕の心を育む。
- ◎自ら考えて行動する力を育む。

2. 事業計画

2023年4月にこども家庭庁が設置となり「こども基本法」が施行されました。政府は「こどもまんなか社会」をめざすためのこども施策に取り組んでいます。

現状として核家族化が進むなかで、子育て家庭が抱える課題やニーズはますます多様化・複雑化しています。2021年当時の厚生労働省が公表した「保育を取り巻く状況について（厚生労働省子ども家庭局保育課）」によると、保育所の利用児童数は2025年（令和7年）にピークを迎え、その後はゆるやかに減少していくことが見込まれています。いわゆる“保育の2025年問題”です。日本の総人口は2000年代中頃から減少に転じているうえに、晩婚化や未婚化、コロナ等ウイルスの影響による妊娠控えなど、さまざまな要因から出生数

が減少し続けています。一関市においても出生数はここ 2・3 年間、毎年おおよそ 200 人ずつ減少しています。0～5 歳人口の減少が進む一方で女性の就業率（25～44 歳）はしばらく上昇し続けることが予想されるため、保育施設の需要そのものは簡単にはなくならないと考えられます。しかし、いずれ今後保育施設の供給が利用児童数を上回り定員割れや経営悪化の可能性が浮き彫りになっています。言い換えると、保護者が施設を選ぶ時代。今求められているのは選ばれる保育施設になると考えます。

園児確保については、教育・保育 2 つの利用選択肢のある認定こども園への移行は今後見据えていく中でよかったと思います。また、園舎建て替えはハード面でも選ばれる施設の大きな効果要因となっていると思います。

定員は変わらず保育認定 90 名教育認定 15 名、計 105 名としています。令和 6 年度は教育認定児 17 名、保育認定児 88 名、措置数決定まで 3 次調整までかかりましたが充足率 100%でのスタートをきる事が出来ます。

職員体制については、新卒保育教諭 2 名を加え職員数が安定し 3 歳児クラス配置加算・学級編成調整加配加算が見込める状況であります。

提携園については 2 園。小規模保育園「ゆいまーる」家庭的保育園「ちいさいおうち」も引き続き人数割提携となります。

コロナ禍前の運営が求められています。実施出来ていない子育て支援事業の図書開放については、一関市立図書館の幼児施設向けセット本貸し出しサービスを利用し定期的開催を考えています。保護者参加の行事開催については、年長児対象に親子バス遠足、運動会は観客に制限をつけず参加できるよう晴天、雨天にかかわらず南小学校体育館を借りての実施を予定しています。

事業の柱である『乳幼児における子どもの心身共に健やかな成長のための保育の充実』園の特徴として打ち出しているモンテッソーリ教育、特別支援教育についての職員理解・スキルアップ・質の向上を図るとともに、食育に加え、ECC ジュニアの講師を派遣していただき年長及び年中児を対象に令和 6 年度は年間 12 回の英語教室を予定しています。

子ども家庭庁は、令和 8 年度から法律に基づく新たな「給付制度」として『こども誰でも通園制度』のすべての自治体での実施に向け、まずは、令和 7 年度に支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として法律上制度化され、実施自治体が拡充されます。これも対象児童の拡大につながっていく事業と考えられます。あらゆる場面の多様化を見据え、『保護者の子育て支援』の役割も充分果たしていける運営を展開していきたいと考えます。

○職員構成

園長	副園長	主幹保育教諭	副主幹保育教諭	保育教諭	栄養士	調理員	事務員	看護師	嘱託保育教諭	パート	嘱託医	薬剤師	合計
1	1	1	1	9	2	1	1	1	4	1	2	1	26

○利用者定員

1号認定（教育認定）15名 2・3号認定（保育認定）90名 計105名

○対象児童 0歳児～5歳児（5か月～就学前）

○クラス編成

クラス名	年齢	職員数	園児数
つぼみ	0歳児	保育教諭2 看護師1	5
ちゅうりっぷ	1歳児	保育教諭3	16
たんぽぽ	2歳児	保育教諭3	15
もも	3歳児	保育教諭4	26
ばら	4歳児	保育教諭2	23
すみれ	5歳児	保育教諭1	20
			105

○園児数 令和6年4月1日現在

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保育認定	5	16	15	22	16	14	88
教育認定				4	7	6	17
							105

3. 保育の内容に関する全体的な計画

○子どもの教育・保育目標

乳児	生理的欲求を見だし情緒の安定を図る中で、興味や意欲を育む。
1歳児	安心できる保育者との関係の下、自分でしようとする気持ちが芽生える。
2歳児	身近な環境に主体的に関わり、様々な活動を楽しむ中で見通しを持って行動する。
3歳児	基本的な生活習慣を身につけ、様々な体験を通し、意欲的に活動に取り組む。

4 歳児	友達との関りを深めていく中で、共感や葛藤を経験し、互いの思いに気付く。
5 歳児	集団生活の中で、周りの友達と共感することができ、目標の達成感、充実感みんなまで共有する。

○内容並びに配慮事項

【養護】

	生命の保持	情緒の安定
乳児	生理的欲求が十分に満たされる。	安心感を持って過ごせる。
1 歳児	生活リズムの形成を促し、健康で安全に出来るようにする。	自分を肯定する気持ちが育まれるようにする。
2 歳児	適切な生活リズムの確立	信頼関係の形成と心の安定を図る
3 歳児	衛生的安全環境の中で心身健やかに生活する	主体的に行動することを認められるのびのびと過ごす。
4 歳児	健康お安全を踏まえ、全身を使う運動を取り入れる。	満足感や達成感を味わい、他者との信頼関係を深める。
5 歳児	健康・安全に過ごすために必要な基本的な習慣、態度を身に着ける。	自己を十分に発揮し、自信を持って活動できるようになる。

【教育】

3つの視点	乳児
健やかにのびのびと育つ	伸びに美と身体を動かし、這う・歩くなどの運動をしようとする。 食事・睡眠などの生活リズムの感覚が芽生える。
身近な人と気持ちが通じ合う	身近な人と親しみ、関わりを深め愛情や信頼感が芽生える。 体の動きや表情、発声により保育者と気持ちを通わせようとする。
身近なものに関わり感性が育つ	見る・触れる・探索するなど身近な環境に関わろうとする。 身近な諸感覚による認識が豊かになり、表情や手足、体の動き等で表現する。

5 領域	1 歳児	2 歳児
健康	明るく伸び伸びと生活し、自分から体を動かす喜びを感じ、行動範囲を広げる。	自分の体を十分に動かし全身を使う遊びを楽しむ。 排泄・着脱・身の回りのことを自分でできるようになる。
人間関係	周囲の園児への興味・関心を持ち、関わりを持とうとする。	保育士や友達との安定した関係の中で、気の合う友達と一緒に遊びを共有する。
環境	好奇心を高め、発見を楽しんだり考えたりしようとする。	身近な環境に親しみ、見る・聞く・触る等の経験を通して、感覚の働きを豊かにする。
言語	言葉の獲得 言葉での表現を楽しもうとす	自分の思いを言葉で表現し相手に伝える。

	る。	保育士や友達の話の聞こうとする意欲や態度を身につける。
表現	身体の諸感覚の経験を豊かにする。	生活や遊びの様々な体験を通じてイメージや感覚を豊かにする。

5 領域	3 歳児	4 歳児	5 歳児
健康	明るく伸び伸び活動することを楽しむ 基本的な生活習慣が身に付く	多様な動きを経験する中で、体の動きを調整する力を身につける。	健康・安全に過ごすために必要な基本的な生活習慣を身につけ理解し、適切な行動を身につける。
人間関係	友達と過ごす中で、簡単な約束を守り生活する。	集団生活の中で、他者との関わりを深める。	友達と過ごす中で共通の目的を見出し、協力してやり遂げようとする。
環境	身近な環境に親しみ、興味や関心を持ち、積極的にかかわる。	身近な環境に自分から関わり、様々な事象に興味関心を持つ。	自然や身近な環境とのかかわりの中で、感性・記憶力・表現力を豊かにする。
言語	自分の気持ちを言葉で話すことの大切さに気付く。	言語を聞こうとする意欲や態度を育てる。	自分の経験や考えを言葉で表現する。 自分の思いを伝えたり、人の話も注意して聞けるようになる。
表現	創造性を豊かにし、自由な表現を楽しむ。	表現することを通して、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。	伝え合いを大切にしながらか、感じた事や、考えたことを豊かにする。

【宗教】

○年主題 さあ、漕ぎだそう 奏でよう

◎キリスト教保育 ねがい 4つの視点

- ・キリスト教保育ならではの生活
- ・周りにいる人とのつながり
- ・環境や自然との関わり
- ・保育者が心にとめたいこと

○ねらい

月	主題	乳児	1・2 歳児	3・4・5 歳児
4	・はじめまして ・よろしくね ・出会い	神さまからお預かりしている大切な存在として育まれる。	保育者の祈りや賛美を聞き、心地よさを感じる。	神さまの愛に包まれていることを感じながら、安心して新しい生活を始める。

5	<ul style="list-style-type: none"> ・大丈夫 ・動き出す 	神さまに守られ、それぞれのペースで園生活に慣れていく。	自分の周りに目が向いて関わらうとする。	やってみたい遊びに自分から動き出し心を開ける中で友達や保育者と共に過ごすことを喜ぶ。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・あれっなんだ ・見つける 	周りの物や人に興味を持ち、関わろうとする。	自分の好きなものに関わる中で興味が広がる。	繰り返し好きな遊びをするとともに友達の遊びに引き込まれながら楽しさを感じ、気づきや心もちが様々な形で表される。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・きもちいいね ・ぞんぶんに ・こちよく 	保育者の祈りやさんびかに親しむ。	自分と同じようなことを楽しむ友達の存在に気付く。	保育者や友達との関りの中で、いろいろな思いを表す。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆったりと ・平和を祈る 	神様や周りの人たちに愛されていることを全身で感じる。	友達と一緒に過ごすことを喜び、楽しむ。	自分を取り巻く世界を知りつながりを感じ、平和に生かされていることを神様に感謝し、互いに祈り合う。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・あそぼう ・おもしろそう ・のびのびと 	興味が広がり、のびのびと身体を動かす。	生活の中で、心を動かし、神さまに愛されていることを感じる。	一人でじっくりと取り組んだり、友達と一緒にイメージを共有する楽しさも感じる。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・やってみよう ・心はずませて 	友達や保育者との関わりを楽しみながら、存分に遊ぶ。	友達と興味のある事やおもしろいことを一緒にして、つながりを感じる。	遊びへの期待や、目的をもって遊ぶ姿が増え、試行錯誤しながら工夫したり、互いにアイディアを出しあうようになる。
11	<ul style="list-style-type: none"> ・みつける ・どれにしようかな ・感謝しつつ 	興味、探究心が深まり、活動的になる。	自然の恵みを感じ、また触れて遊びや生活の中に取り入れる。	五感を通して秋の実りや季節の移り変わりを感じ、神さまへの感謝の気持ちを分かち合う。
12	<ul style="list-style-type: none"> ・うれしいね ・わくわくするね ・共に喜ぶ 	保護者や友達と一緒にクリスマスを感じ、絵本や賛美歌を楽しむ。	保護者や友達と一緒にクリスマスを喜び、お話を賛美を楽しんで受け取る。	イエスさまが私たちのためにお生まれになったことを知り、喜ぶ。
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いっしょにね ・じっくりと 	神さまに守られていることを感じる。	神さまに愛され守られていることを感じ、喜ぶ。	友だちや保育者に自分の思いを言葉で表現し、お互いに聞き合う。

2	・みんなだいすき ・そうなんだ ・響き合う	保護者や友達とやりとりしながら、模倣遊びを楽しむ。	自分の言葉で神さまとお話する。	互いの存在を認め合い、なんでも言い合える関係の中で、心躍らせながら遊びを深めていく。
3	・おおきくなっ たね ・希望をもって	生活リズムが安定し、心も身体も満たされて過ごす。	神さまと一緒にいて下さることを感じ、力をもらう。	新しい生活への期待をもちながら、好きな遊びを心ゆくまで存分に楽しむ。

4. 職員研修

◎キャリアアップ研修

キャリアアップ研修制度は2017年（平成29年）若手や中堅保育士を対象に『保育の専門知識の向上』とそれを踏まえて『給料の改善』を目的とそて制定されました。

処遇改善加算Ⅱにより職員の職務分野別リーダーを配置する。県が主催する研修受講時間が職務分野別リーダーで15時間、副主幹教諭、専門リーダーは、3年間で60時間取得の必要がある。

【受講分野】

- ① 保健衛生・安全対策 ② マネジメント ③ 保護者支援・子育て支援
④ 障害児保育 ⑤ 食育・アレルギー対応

【各リーダー】

専門リーダー	幼児 保健衛生安全対策 保護者支援・子育て支援 食育
職務分野別リーダー	乳児 特別支援 若手

○園内委員会

企画	主任・副主任・各分野別リーダーが集まり年間の行事やその月に必要な話し合いを行う。日時は委員会で決定する。
給食	栄養士・調理員が定期的に必要事項について話し合う。
保健衛生・安全対策	避難訓練・ヒヤリハット・感染症対策等について話し合い職員に発信する。
保護者支援	定期的に話し合いを持ち、今の課題等検討内容を発信する。
子育て支援	乳児・幼児・特別支援児それぞれの観点から子どもたちの育ちや、生活について話し合い、必要であれば保護者委員会と連携し、職員に発信する。
苦情等解決	園内に苦情がきた場合、職員に発信し、話し合い、委員会でまとめ、良い方に導いていく。
若手	若手の職員が日頃の悩み等を話し合ったりし、何かあれば他の委員会に相談し、共に考えてもらう。

○特別事業

子育て支援課	延長保育事業 幼稚園型預かり保育事業 家庭的保育事業者連携
教育委員会 学校教育課	中学生の社会体験学習事業